

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業について、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に準じて、次のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 2 日

川崎町長 手嶋 秀昭

1 本事業に付する事項

- (1) 事業名 川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業
- (2) 事業概要 川崎町内の全地域へ超高速ブロードバンド環境等整備を行う事業者に対して支援を行うものであり、プロポーザル方式により参加者に提案を求め、技術力、運営力、価格等を総合的に評価し、本町にとって最も優れた提案者を補助金交付対象者として選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 事業期間

事業期間は、補助金交付決定の日から平成 31 年 3 月 31 日までとし、平成 31 年 4 月 1 日より順次、川崎町の全地域で超高速ブロードバンド環境によるサービス提供を開始できることを条件とする。

3 参加条件

本業務のプロポーザルに参加する者は次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 公告の日現在において、川崎町での入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める登録電気通信事業者又は届出通信事業者であり、川崎町において超高速ブロードバンドサービスが提供できる者であること。
- (4) 川崎町暴力団排除条例第 6 条、川崎町暴力団等排除措置要綱第 3 条及び第 5 条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除

要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 対象地域

川崎町内全地域

5 補助対象者等

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金交付要綱の規定のとおりとする。

6 補助金上限額（予算額）

¥300,000,000 円

7 参加申込手続等の提出期限、場所及び方法

(1) 参加申込書の提出について

提案参加申込書(川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業の事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領様式第2号) 1部

(2) 参加申込書の交付場所等

川崎町役場企画情報課及び川崎町公式ホームページ

(3) 参加申込書の提出期限、提出方法及び提出先

ア 提出期限 平成29年5月26日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出方法 川崎町役場企画情報課へ郵送又は持参  
直接持参の場合は、役場開庁日の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先 〒827-8501

福岡県田川郡川崎町大字田原 789-2

川崎町役場企画情報課

電話 0947-72-3000 E-mail kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

8 その他

詳細は、「川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業の事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」・「川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業仕様書」及び「川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業企画提案書作成要領」による。